

「千葉信用金庫アプリ」における公的個人認証サービスの導入について

各位

平素より、千葉信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、「千葉信用金庫アプリ」を対象として、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用した本人確認を導入します。

本サービス導入により、本人確認書類の偽造や他人によるなりすまし、データの改ざんといった不正を防止し、安全かつ確実な本人確認が可能となります。

記

1. 導入日

2026 年 7 月 1 日（水）

2. 公的個人認証サービスについて

マイナンバーカードの I Cチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで本人確認を実施するサービスです。

3. 対象となるお手続き

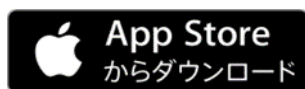
口座開設

4. 特約の制定

本サービス導入に伴い、「公的個人認証サービス利用に関する特約」を制定します。詳細については、以下の特約をご覧ください。

アプリのダウンロードはこちら

【iPhoneをご利用の方】



【Androidをご利用の方】



以 上

※「千葉信用金庫アプリ」の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

公的個人認証サービス利用に関する特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) 本特約は、「千葉信用金庫アプリ」での各種手続きにおいて、公的個人認証サービスを利用するにあたり、適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、「千葉信用金庫アプリ利用規約」の一部を構成するとともに同規約と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関してはアプリ利用規約が適用されるものとします。

2. 公的個人認証サービスの概要

- (1) 公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードの I C チップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで本人確認を実施するサービスです。本サービスの利用には、マイナンバーカードおよび署名用電子証明書のパスワード（6 桁～16 桁の半角英数字）が必要です。
- (2) 署名用電子証明書のパスワードを失念等した場合は、住民票のある市区町村の窓口等での手続きが必要です。

3. 取得情報および利用目的

- (1) 当金庫は公的個人認証サービスを通じて取得する氏名、住所、生年月日、性別等の情報（以下「本人確認情報」といいます）を、本人確認のほか、当金庫の顧客情報として登録・管理する目的で利用します。
なお、本人確認情報の項目は、法令等の改正により追加・変更される場合があります。
- (2) 当金庫は署名用電子証明書の有効性確認を行うために、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 44 条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。

4. 特約の変更等

- (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相応の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当金庫の故意または重大な過失による場合を除き、本特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

以上

（2026年7月1日現在）